

事故発生防止のための指針

医療法人溪仁会 札幌西円山病院介護医療院

I 介護・医療事故防止に関する基本的な考え方

札幌西円山病院介護医療院(以下、当施設)では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、入所者に質の高いサービスを提供することを目標に介護・医療事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、入所者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護・医療事故の防止に取り組みます。

II 介護・医療事故のための委員会・施設内の組織

介護・医療事故発生の防止等に取り組むにあたって事故防止対策委員会を設置します。

①設置の目的

施設内の介護・医療事故を未然に防止し、安全で適切な質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した際は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

②事故防止対策委員会の構成員

委員会の委員は、施設長(医師)、副施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、相談員、リハビリ職員、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師とします。

③施設長は事故防止対策担当者を任命や、以下の事項を行います。

- ・事故防止対策を適切に実施できる体制の整備
- ・担当者は月一回の委員会の開催と、必要時は緊急的に委員会の開催
- ・重大事故や重大事故の予防を目的とした各専門職を招集し検証会の開催
- ・委員会で担当者が中心となり「事故発生予防のための研修」を年2回以上開催

④介護・医療安全対策に資するために事故防止対策責任者は以下のことを行います。

- ・事故報告書の情報収集・管理・保管
- ・事故発生の事例の事実確認
- ・職場点検と改善
- ・介護・医療安全対策に関する情報収集
- ・介護・医療安全対策にむけた施設内整備
- ・事故報告を基に事例の原因分析及び防止策を、委員会内で策定する際のまとめ役

IV 介護・医療事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護・医療事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故・身体拘束委員会を中心として、介護・医療事故発生防止に関する職員への、教育・研修を定期的かつ計画的に行います。

①定期的な教育・研修(年2回以上)

②新任者に対する事故発生防止の研修(事前オリエンテーション等)

③その他、必要な教育・研修

V 介護・医療事故等の報告方法および、介護にかかる安全の確保を目的とした改善の為の方策

①報告システムの確立

事故発生時は施設内で使用する事故報告システムを活用し集約します。入力後に集約された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、事故の再発防止にむけた対策を立てるために用います。

なお、この情報を、報告者個人の責任追及のために用いません。

②事故要因の分析

集められた情報を基に、分析・要因の検証、改善策の立案・改善策の実施と結果の評価を行います。また、その過程において当施設における事例だけでなく、知り得る範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

③改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故防止対策委員会を中心として実践し、職員に周知徹底を図ります。

VI 介護・医療事故発生時の対応

介護・医療事故発生した場合には、下記により速やかに対応します。

①当該入所への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況および当該入所者の状況を判断し、当該入所者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な処置を講じます。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故状況を把握するため、関係職員は事故報告書で、速やかに報告します。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告書に基づき、ご家族等に対し事故の状況等について報告を行います。

④損害賠償

状況により損害等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

VII 事故防止及び事故発生時の対応についての指針の閲覧について

職員、入所者及びその家族が本指針をいつでも閲覧できるよう、当施設ホームページに掲載します。

▶附則

この指針は、2018 年 7 月 1 日から施行します。

(2024 年 4 月 1 日一部改正)